

「これからの社会福祉法人に求められること」

～ガバナンス強化、会計監査人の円滑な導入に向けて～

平成28年3月31日、「社会福祉法等の一部を改正する法律」(改正法)が成立、公布されました。この法律では、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等の改革を進めるとともに、介護人材の確保を推進するための措置、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直しの措置を講ずることとしています。

社会福祉法人制度についての経営組織のガバナンスの強化の一つとして、一定規模以上の社会福祉法人(特定社会福祉法人)は、会計監査人を置かなければならないこととされました。また、特定社会福祉法人以外の社会福祉法人は、定款の定めにより、会計監査人を置くことができることとされました。

本セミナーでは、社会福祉法改正の背景、概要を説明するとともに、新たに導入されることになった会計監査人制度について、会計監査とは何か?どのように行われるのか?選任の流れ、どのように選べばよいか?会計監査を効率的に受け、円滑に導入するための方法について会計監査のプロフェッショナルである公認会計士が解説します。

◆日 時:	◆スケジュール:
平成28年7月22日(金) 14:30～17:00	14:30～15:15 社会福祉法改正の背景、概要 (講師:アルテ監査法人 公認会計士 河村浩靖)
◆会 場:	15:15～15:25 休憩
大阪南港ATC(アジア太平洋トレードセンター)11F エイジレスセンター セミナールーム	15:25～16:45 会計監査人の円滑な導入に向けて (講師:アルテ監査法人 代表社員 公認会計士 大原達朗)
◆受講料:無料	16:45～17:00 質疑応答
◆主催:アルテ監査法人	

お問い合わせ

アルテ監査法人

URL: <http://www.artepartners.com/>
MAIL: info@artepartners.com

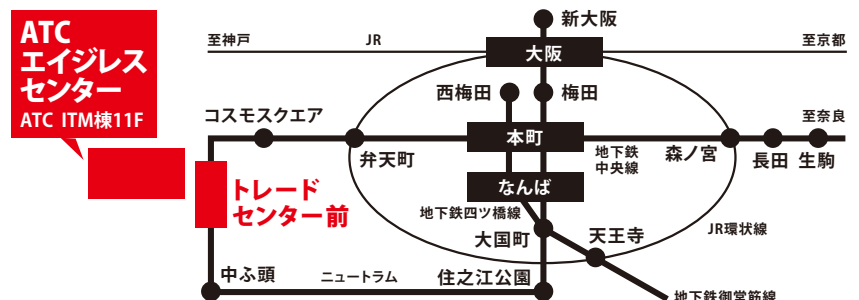
東京事務所

〒110-0016 東京都台東区台東1丁目30番3号 YOKビル4F
TEL: 03-5826-4084

大阪事務所

〒530-0015 大阪府大阪市北区中崎西2-2-1 東梅田八千代ビル10階
TEL: 06-6585-0846

会場へのアクセス



電車(地下鉄)ご利用の場合

梅田・本町・心斎橋・なんば方面から地下鉄中央線「本町」からコスモスクエア経由(約18分)「トレードセンター前」下車すぐ。

<http://www.ageless.gr.jp/access/>

こちらのFAX用紙でお申し込みください

FAX: 03-5826-4085

氏名		TEL	
会社名			
メールアドレス			